

第二百二十三号議案

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「五パーセント」を「三パーセント」に改める。

別表事業開始資金の項中「二、八七〇、〇〇〇円」を「二、九三〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、四四〇、〇〇〇円」を「一、四七〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項限度額の欄第四号中「九〇、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に改め、同欄第五号中「七六、五〇〇円」を「九六、五〇〇円」に改め、同欄第六号中「九〇、〇〇〇円」を「一一三、〇〇〇円」に改め、同欄第七号中「七六、五〇〇円」を「一〇八、五〇〇円」に改め、同欄第八号中「九六、〇〇〇円」を「一四六、〇〇〇円」に改め、同欄第十二号中「七六、五〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に改め、同欄第十三号中「九〇、〇〇〇円」を「一二六、五〇〇円」に改め、同欄第十四号中「四八、〇〇〇円」を「四九、五〇〇円」に改め、同表就学支度資金の項中「、大学院若しくは」を「若しくは」に、「三八〇、〇〇〇円」を「四二〇、〇〇〇円、国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学院へ入学する場合にあつては三八〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第十八条の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用し、同日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従前の例に

よる。

3 改正後の条例別表の規定は、令和二年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(提案理由)

女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、延滞利子の利率を引き下げるとともに、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げるほか、規定を整備する必要がある。